

隠退教師の代務者復帰に伴う年金継続給付に関する要項

1. この要項は、「教師退職年金等規則 第15条 ②」により退職年金の継続給付を希望するときの具体的な手続き等について定める。
2. 継続給付を希望する場合は、「隠退教師の代務者復帰に伴う年金継続給付申請書」(以下『継続給付申請書』という。)の各項に記入し、教師及び会計担当役員の署名・押印後、教区事務所に申請する。教区総会議長の承認を経て、教団年金局に提出する。
3. 年金局は、提出された「継続給付申請書」に基づいて常任理事会で審議、承認された継続額を代務者任職日に遡って給付する。ただし2022年9月以前には遡ることが出来ない。なお、決定した給付額及び給付開始時期は教区総会議長、当該教会及び教師に遅滞なく通知する。
4. 「継続給付申請書」の提出は、代務者任職日から1年以内とする。
5. 代務者の任期が1年を超え、且つ給付の継続を希望する場合には、再度「継続給付申請書」の提出を行なわなければならない。
6. 代務者職務終了後、「退職年金受給申請書」を再度提出することにより、退職年金全額給付を再開する。
7. 「継続給付申請書」の受付けは2023年1月1日からとする。経過措置として、この要項施行日において既に隠退教師から代務者として復帰している者は、「継続給付申請書」を提出できる。

この要項は第42回日本基督教団総会の決議に基づくものである。変更は年金局常任理事会の決議によるものとする。

隠退教師の代務者復帰に伴う年金継続給付申請書

年　月　日

日本基督教団年金局

理事長 中川 義幸 殿

私儀、 年 月 日より、 教会（伝道所）代務者として復
帰するに伴い、退職年金が給付停止となります。しかし、新たに就任した教会（伝道所）から
の謝儀等が現在の年金受給額より下回るため、差額分の年金継続給付を申請いたします。

年金受給番号※ () 教師名		印
※わからないときには空欄でも結構です		
教会(伝道所) 会計担当役員名		印
年金受給額(月額:1回の年金給付額の1/3)	円 ①	
代務者謝儀額(月額:交通費は除く)	円 ②	
教区補助額(ある場合には月額)	円 ③	
差額(申請額-①-②-③)	円	

上記申請を適當と認めます。

年　月　日　　日本基督教団　　教区

総会議長　印

【復帰後の連絡先】(変更がある場合)

住 所(〒)
電話番号